

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-109
許認可等の種類	換地計画の認可				
根拠法令条例等・条項	土地区画整理法第86条第1項				
許認可等の概要	<p>施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】土地区画整理法第86条第4項</p> <p>都道府県知事は、換地計画の認可申請があった場合には、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申請手続きが法令に違反していること。 二 換地計画の決定手続き又は内容が法令に違反していること。 三 換地計画の内容が事業計画の内容と抵触していること。 				
基準の制定根拠	-				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)				
期間の制定根拠	-				